

一般競争入札

福島県立美術館冷凍機整備・更新業務

入 札 説 明 書

福島県立美術館

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件修繕業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県立美術館が発注する業務に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県立美術館長 高橋 英子

2 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

福島県立美術館冷凍機整備・更新業務 一式

(2) 業務の仕様等

別紙仕様書のとおり

(3) 業務実施場所

福島県立美術館（福島県福島市森合字西養山1番地）

(4) 業務の実施期間

契約締結の日から令和8年1月30日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付して提出すること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

ア 福島県令和7・8年度工事等請負有資格者名簿登録通知書（発注種別が暖冷房衛生設備工事に登録されていること）

イ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式2）

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出方法 郵送又は持参による。

(4) 提出期間

令和7年4月25日（金）から同年5月14日（水）

なお、持参の場合の時間は4月25日（金）から5月13日（火）までは午前9時から午後5時までとし、5月14日（水）は午前9時から午後4時までとする。

（4月30日（水）、5月7日（水）及び5月12日（月）を除く）。

郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年5月14日（水）午後4時必着とする。

(5) 提出先及び問合せ先

郵便番号 960-8003 福島県福島市森字西養山1番地

福島県立美術館 総務課

電話番号 024-531-5511 FAX 024-531-0447

E-mail artmuseum@pref.fukushima.lg.jp

(6) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

5 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所

福島県福島市森合字西養山1番地

福島県立美術館 総務課

6 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和7年5月21日(水) 午前10時

場所 福島県立美術館 会議室(福島県福島市森合字西養山1番地)

7 入札書の提出方法

(1) 入札書は指定の様式(様式4)に必要とする事項を記載し、上記6に示す日時及び場所へ持参すること。

(2) 郵便による入札は認めない。

(3) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書(様式3)の写し

イ 委任状(様式5)…代理人が出席し、入札する場合

(4) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。(押印を省略する場合は余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。)

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。(押印を省略する場合は余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。)

8 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、6に掲げる当該入札を執行する直前までに、入札金額(入札書に記載する金額の100分の110に相当する額)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。

(3) 財務規則第249条第1項各号(別記1)に該当する場合、入札保証金の全部又は一

部の納付を免除する。

なお、入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書（様式 6）に保険証券又は履行実績書を添付して令和 7 年 5 月 14 日（水）午後 4 時までに 4 の(5)に示す場所に提出すること。

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

9 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記 6 で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記 7 の(3)で指定する書類の確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(5) 再度入札の回数は 2 回を限度とする。

(6) 初回入札が無効（ただし、下記 13 の(2)及び(5)～(7)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

10 入札参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書及び添付書類を提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立美術館長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

11 入札心得

(1) 入札者は、入札説明書、仕様書等の内容を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式 7）により令和 7 年 5 月 2 日（金）午後 5 時までに福島県立美術館長に説明を求めることができる。この場合において、県は、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式 7-2）を令和 7 年 5 月 9 日（金）までに福島県立美術館のホームページに掲載する方法により回答する。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りではない。

(3) 入札者は、代理人をもって入札させるときは、その委任状（様式 5）を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特

にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

- (7) 開札時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

12 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難な場合も、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記 3 の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 鉛筆書きによる入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札を含む）
- (6) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札
- (7) 日付がない又は公告日から開札日までの期間内の日付となっていない入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札。
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

14 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることができる。その際は、見積書（様

式8) に必要事項を記載して提出すること。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規走する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

16 契約書等の作成

- (1) 落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

17 契約条項

別紙契約書（案）及び財務規則による。

18 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 960-8003

住 所 福島県福島市森合字西養山1番地

機 関 名 福島県立美術館 総務課

電 話 024-531-5511

F A X 024-531-0447

福島県財務規則（抜粋）

別記 1（入札保証金の減免）

（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2（略）

別記 2（契約保証金の減免）

（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の5）を乗じ

て得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2 (略)